

富士市総合体育館ネーミングライツパートナー審査基準

1 審査方法

(1) 応募資格等審査

申込書類を提出した者が募集要項の「応募資格」を満たしていること、及び提案された愛称案が募集要項に合致していることを確認するため、施設所管課において事前審査を行い、その結果を選定委員会に報告します。選定委員会は、その結果を踏まえて申込書類を審査しますが、応募条件を満たしていないと判断された者は、審査対象外とします。

(2) 加点項目審査

選定委員は、(1)の事前審査の結果、応募条件を満たしていると判断された応募者を対象として、「2 審査項目、審査ポイントおよび配点」の審査項目について審査し、合計の点数で最高点をつけた委員の数が最も多い応募者を第1順位候補者として選定します。

最高点をつけた委員数が同数の場合は、得点化した全委員の点数を応募者ごとに合算し、最も高い得点となった応募者を第1順位候補者とします。

合算した得点が同点で、最も高い得点となった応募者を選定できない場合は、審査項目のうち「ネーミングライツの対価」の得点が最も高い応募者を第1順位候補者として選定します。

ただし、全委員の平均点が60点未満となった場合は候補者として選定しません。

2 審査項目、審査ポイントおよび配点

| 審査項目 | 審査ポイント | 配点 |
|---------------|--|-----|
| 愛称案の妥当性 | 市民にとっての親しみやすさ、わかりやすさ 地域への定着度、施設の設置目的やイメージとの整合 | 20 |
| ネーミングライツの対価 | 応募金額の妥当性（相対評価） | 40 |
| 契約期間 | 契約期間の妥当性（相対評価） | 10 |
| 経営の安定性 | 財務状況から見た経営の安定性 ネーミングライツ料の支払い能力 | 10 |
| 市民サービス向上の提案内容 | 提案の独創性、創造性 対象施設等と提案内容の親和性 | 10 |
| 地域社会貢献の実績、計画等 | 地域社会貢献の活動実績や今後の活動についての提案内容 | 10 |
| 合計 | | 100 |

3 採点方法

| 審査項目 | 評価方法 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|----------------|----|----|--|--------------|---|----|----|----------------|---|----|---|---------------|---|----|---|----------------|---|---|---|-------------------------------|---|---|---|
| ・愛称案の妥当性 ・経営の安定性 ・市民サービス向上の提案内容 ・地域社会貢献の実績、計画等 | <p>下記により評価ランクを判断し、得点化する。</p> <table border="1" data-bbox="518 405 1414 745"> <thead> <tr> <th>加点項目に係る評価の判断基準</th> <th>評価</th> <th colspan="2">得点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>審査ポイントが優れている</td> <td>A</td> <td>20</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>審査ポイントがやや優れている</td> <td>B</td> <td>15</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>審査ポイントが標準的である</td> <td>C</td> <td>10</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>審査ポイントがやや劣っている</td> <td>D</td> <td>5</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>審査ポイントが劣っている (加点水準に達していない)</td> <td>E</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>・「市民サービス向上の提案内容」及び「地域社会貢献の実績、計画等」の項目は、市内事業者に対して各2点を加える。</p> | 加点項目に係る評価の判断基準 | 評価 | 得点 | | 審査ポイントが優れている | A | 20 | 10 | 審査ポイントがやや優れている | B | 15 | 7 | 審査ポイントが標準的である | C | 10 | 5 | 審査ポイントがやや劣っている | D | 5 | 3 | 審査ポイントが劣っている (加点水準に達していない) | E | 0 | 0 |
| 加点項目に係る評価の判断基準 | 評価 | 得点 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 審査ポイントが優れている | A | 20 | 10 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 審査ポイントがやや優れている | B | 15 | 7 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 審査ポイントが標準的である | C | 10 | 5 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 審査ポイントがやや劣っている | D | 5 | 3 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 審査ポイントが劣っている (加点水準に達していない) | E | 0 | 0 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ネーミングライツの対価 | <p>① 応募金額（年額）が最高である者に40点（満点）を付与する。</p> <p>② ①以外の応募金額の場合は、1位の金額（最高応募金額）を用いて、下記により算出する。（小数点以下第1位を四捨五入して算出。） （算定式）得点＝40点×当該応募金額／最高応募金額</p> <p>③ 契約希望金額の75%未満の応募は、本項目の得点を0点とする。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 契約期間 | <p>① 応募された契約期間が市の希望する契約期間どおりであった場合は、10点（満点）を付与する。</p> <p>② ①以外の契約期間による応募があった場合は、下記により得点を算出する。ただし、10点を上限とする。（小数点以下第1位を四捨五入して算出。） （算定式）10点×（応募時の提案契約期間／市の希望する契約期間）</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |